

産業廃棄物処分業許可証

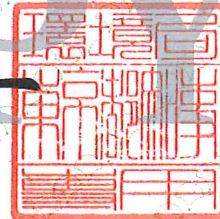
住所 東京都中央区新川二丁目9番9号

氏名 バイオエナジー株式会社
代表取締役 岸本 悦也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

添付要一



許可の年月日 平成28年 1月31日

許可の有効年月日 平成33年 1月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 生物処理：汚泥（食品由来のものに限る）、廃油（食品由来のものに限る）、廃酸（食品（メタン発酵）由来のものに限る）、廃アルカリ（食品由来のものに限る）、動植物性残さ（以上5種類）

イ 破砕：廃プラスチック類（包装・容器等に限る）、金属くず（缶詰等の容器に限る）（以上2種類）

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区城南島三丁目4番4号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
生物処理 (メタン発酵)	汚泥	-----	130t/日	平成17年12月11日	-----	-----
	廃油	-----				
	廃酸	-----				
	廃アルカリ	-----				
	動植物性残さ	-----				
破砕	廃プラスチック類	120t/日	-----	平成17年12月11日	産施第284号	-----
破砕	金属くず	4.0t/日	-----	平成19年1月31日	-----	-----

3 許可の条件

(1) 破砕機（金属くず）の稼働時間は9時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成18年 1月31日 新規許可

平成28年 1月31日 更新許可 第2回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

